

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
の翌日)

平成元年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告示 生活保護法による医療機関の指定（社会課）

生活保護法による診療所等の廃止（〃）

保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良区の役員の就任（農村整備課）

都市計画事業の認可（都市計画課）

◇人委規則 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第九百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池田整形外科医	倉吉市宮川町一七六一二	平成元年七月二十一日
医療法人社団門脇内科医院	倉吉市山根五八六	"
医療法人社団野口内科医院	倉吉市西倉吉町一一三〇	"
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	"
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九	"
中歯科医院	倉吉市東巖城町一七〇	"
医療法人社団山口内科医院	倉吉市西町二七〇二	"
医療法人社団西岡本小児科医院	倉吉市上井町二丁目一四二	"
伊藤医院	倉吉市住吉町五七一六	"
医療法人社団山田内科医院	米子市錦町一丁目三九	"

医療法人社団林原医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一〇九	越智内科医院	米子市加茂町二丁目一十九	平成元年七月一日
宮崎歯科医院	鳥取市吉成二丁目一四十三	池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六	"
医療法人北室内科医院	鳥取市西町三丁目一一〇	門脇内科医院	倉吉市山根五八六	"
本内科医院	鳥取市吉成南町一丁目二七一	野口内科医院	倉吉市西倉吉町一一三〇	"
医療法人社団米柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜一九六	足立医院	倉吉市瀬崎町二七四〇	平成元年六月十三日
医療法人藤田医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三	細田医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	平成元年七月一日
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二一一〇	山中歯科医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	平成元年八月八日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇五一三	熊野歯科医院	倉吉市東嚴城町一七〇	"
	"	西田内科	倉吉市上井町一丁目一四二	"
		岡本小兒科医院	倉吉市昭和町一丁目六一	"
		伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七一三	"
		山田内科医院	米子市錦町一丁目三九	"
		林原医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一〇九	"
米本循環器消化器内科	鳥取市西町三丁目一一〇			
平成元年九月十六日				
鳥取県知事 西尾邑次				

## 鳥取県告示第九百三十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

器内科	鳥取市吉成南町一丁目二七一	西田内科	倉吉市上井町一丁目一四二	平成元年八月八日
米本循環器消化	"	岡本小兒科医院	倉吉市昭和町一丁目六一	"
北室内科	"	伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七一三	"
		山田内科医院	米子市錦町一丁目三九	"
		林原医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一〇九	"

## 鳥取県取公報

若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六	井上医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七
藤田医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三	井上医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五	張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六九二
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇五十三	本荘歯科医院	鳥取市古海六七三一三
	平成元年七月十五日	辻田耳鼻咽喉科	米子市河崎六〇五一一
			平成元年八月十八日
			平成元年八月三十日

## 鳥取県告示第九百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成元年九月十六日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県知事 西 尾 邑 次	倉吉市堺町二丁目二三九	平成元年八月十五日
篠津産科婦人科 医院	氣高郡鹿野町大字今市二四二	平成元年八月二十日
鳥取医療生協鹿野温泉病院	平成元年八月二十一日	

## 鳥取県告示第九百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久末土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理 事 竹 本 政 信	鳥 取 市 久 末 二 四 四
" " " 福 田 博 愛	" 古 郡 家 一 二 九 一 一
山 本 義 太 郎	久 末 二 五 七 一 三
根 金 喜	" 二 三 二
雨 川 幸 太 郎	古 郡 家 一 七 四
山 田 豊 治	美 和 八 八
薰	久 末 二 一 八

監 事 谷 口	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七	井上医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七
	" 五 一 六	張診療所	"
	平成元年八月二十一日	本荘歯科医院	鳥取市古海六七三一三
		辻田耳鼻咽喉科	米子市河崎六〇五一一
			平成元年八月十八日
			平成元年八月三十日

西尾武雄 古郡家一八一一

平成元年八月一日就任 任期四年

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年九月十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

### 鳥取県告示第九百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月十六日

鳥取県知事 西尾邑 次

### 一 施行者の名称

鳥取市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 三・三・二号賀露上小路公園

### 三 事業施行期間

平成元年九月十六日から平成四年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分 烏取市賀露町地内

使用の部分 なし

## 人事委員会規則